## 5 CLAIR のサポート

	質問	<ul><li>答</li></ul>	関連資料
	傷害保険		
1	JET ALT が怪我をしたため、治療のため通院が必要です。保険金はどうやって請求すればよいのでしょうか。	保険金請求手続きの流れは、下記のとおりです。 ①JET ALT は、健康保険を使用し、治療費等の自己負担分を支払う。領収証を保管する。 ②本人又は学校担当者などが、保険会社に連絡。保険金請求書類を取り寄せる。 ③保険金請求書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、保険会社あてに送付。 ④保険会社が審査・決定のうえ、JET ALT の指定する銀行口座に保険金が振り込まれる。  ※詳しくは、任用団体マニュアル「第4章 任用規則、人事評価、税、保険:4-5JET 傷害保険2保険金請求手続き」をご覧ください。	・任用団体マニュアル「第 4 章 任用規則、人事評価、税、保険: 4-5JET 傷害保険」 ・JET プログラム参加者用ハンド ブック「2.3.3.JET 傷害保険制度 (海外旅行保険)」 ・JET 傷害保険のしおり
2	保険の契約者は誰になるのでしょうか。	契約者は CLAIR、被保険者は JET ALT です。	
3	保険期間を教えてください。	任用団体マニュアル「第4章 任用規則、人事評価、税、 保険:4-5JET 傷害保険 4-5 JET 傷害保険」に記載され ておりますのでご確認ください。	・任用団体マニュアル「第 4 章 任用規則、人事評価、税、保険: 4-5JET 傷害保険」
	メンタルヘルス		
4	JET ALT のメンタルヘルスをサポートする制度はありますか。	CLAIR では、スカイプ・メールによるオンラインカウンセリングと、電話によるカウンセリングのサービスを無料にて提供しています。専門のカウンセリング機関が JET ALT の悩み等の相談に対応します。  ※詳しくは、私学財団 HP の「JET オンラインカウンセリング案内一式」をご覧ください。なお、閲覧にはパスワードの入力が必要です。例年4月中旬に案内されます。	•私学財団 HP https://www.shigaku- tokyo.or.jp/jet.html
5	CLAIR のメンタルヘルスカウンセリング 料金助成制度とはどのような制度でしょうか。	JET ALT が精神的問題や悩みを生じた場合、専門の医療機関またはカウンセリング機関において、カウンセリングを受けることを支援するために、健康保険適用外のカウンセリング料金の 1/2(助成対象期間内1人あたり3万円を上限とする)を助成する制度です。 学校経由で CLAIR へ申請していただきます。 ※詳しくは、私学財団 HP の「JET メンタルヘルスカウンセリング助成一式」をご覧ください。	•私学財団 HP https://www.shigaku- tokyo.or.jp/jet.html